

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、平成22年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成23年8月2日

京都府知事 山田 啓二

| 事 項 | 件 数 |
|-------------------------------|-------|
| 保管用地の届出の件数 | 0 |
| 保管用地の廃止の件数 | 0 |
| 勧告の件数 | 0 |
| 報告の徴収の件数 | 2 |
| 立入検査の件数 | 5,466 |
| 搬入一時停止命令の件数 | 0 |
| 公表の件数 | 8 |
| 法第14条の3の1の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し | 8 |

注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。